

一般財団法人日本製薬医学会定款 別表

一般財団法人日本製薬医学会に設置される部会を下記のように定める。

教育部会

MS (Medical Safety) 部会

MA (Medical Affairs) 部会

広報部会

関西部会

臨床開発部会

なお、新たな部会の設置又は廃止は会員の発議により、理事会の承認を要する。

令和3年12月16日